

議案第75号

守谷市消防団条例の一部を改正する条例

守谷市消防団条例（昭和39年守谷町条例第141号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月5日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

議案	頁数
75号	1

守谷市消防団条例の一部を改正する条例

守谷市消防団条例（昭和39年守谷町条例第141号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「つき」を「就き」に改め、「月割りにより」の次に「年額報酬を」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項中「消防団員に支給する報酬の額は、次の表のとおりとする」を「消防団員の年額報酬は、次の表のとおりとする」に改め、同項の表団員の項中「20,000円」を「36,500円」に改め、同条中第1項を第2項とし、第1項として次の1項を加える。

消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第5条に次の1項を加える。

4 消防団員が次の各号に掲げる職務に従事するときは、それぞれ当該各号に定める額の出動報酬を支給する。

- (1) 災害の場合 1回の従事につき8,000円（従事した時間が、5時間未満の場合にあつては5,000円）
- (2) 訓練の場合 1日につき4,000円（特定の大会に出場するための事前訓練を行う場合にあつては3,000円）

第6条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案	頁数
75号	2

提案理由（議案第75号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、災害の頻発・激甚化による消防団員の負担の増加等を踏まえ、総務省消防庁が新たに定めた非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、消防団員の処遇改善を図るほか、所要の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
75号	3

守谷市消防団条例新旧対照表

改 正	現 行								
<p>(報酬)</p> <p>第5条 <u>消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p>2 <u>消防団員の年額報酬は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">団員</td> <td style="text-align: center;">36,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>消防団員が年の中途において職に就き、又は任期満了、辞職、失職、除名、死亡等によりその職を離れたときは、月割りにより年額報酬を支給する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>4 <u>消防団員が次の各号に掲げる職務に従事するときは、それぞれ当該各号に定める額の出動報酬を支給する。</u></p> <p>(1) <u>災害の場合 1回の従事につき8,000円（従事した時間が、5時間未満の場合にあっては5,000円）</u></p> <p>(2) <u>訓練の場合 1日につき4,000円（特定の火</u></p>	職名	年額	団員	36,500円	<p>(報酬)</p> <p>第5条 (新設)</p> <p><u>消防団員に支給する報酬の額は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">団員</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>消防団員が年の中途において職につき、又は任期満了、辞職、失職、除名、死亡等によりその職を離れたときは、月割りにより_____支給する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>	職名	年額	団員	20,000円
職名	年額								
団員	36,500円								
職名	年額								
団員	20,000円								

75号	議案
4	页数

会に出場するための事前訓練を行う場合にあつては
3,000円)

(費用弁償)

第6条 (削除)

(略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(費用弁償)

第6条 消防団員が火災、訓練等の職務に従事したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の費用弁償を支給する。

(1) 出場費用弁償 1回につき 5,000円

(2) 訓練費用弁償 1日につき 4,000円

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

75号	議案
5	頁数